

お客さま各位

エイチ・エス損害保険株式会社

## 新型コロナウイルス感染症の「五類感染症」への 位置づけ変更に伴う取扱いについて

2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症（注1）の位置づけが感染症法（注2）における「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の取扱いが以下のとおりとなります。

### 1. 変更内容

新型コロナウイルス感染症の取扱い	
治療開始日が2023年5月7日以前	治療開始日が2023年5月8日以降
次の場合に保険金のお支払い対象となります。 (1)治療費等 ・責任期間中に感染し、責任期間終了後30日までに治療を開始した場合 (2)疾病死亡 ・責任期間中に死亡した場合 ・責任期間中に感染し、責任期間終了後30日以内に死亡した場合	次の場合に保険金のお支払い対象となります。 (1)治療費等 ・ <u>責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、責任期間終了後72時間以内に治療を開始した場合</u> (2)疾病死亡 ・責任期間中に死亡した場合 ・ <u>責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病・治療を開始し責任期間終了後30日以内に死亡した場合</u>

（注1）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）であるものに限り、）

（注2）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）をいいます。

### 2. 対象となる特約

- ・疾病死亡保険金支払特約
- ・治療・救援費用補償特約
- ・疾病治療費用補償特約

3. 治療開始日が 2023 年 5 月 8 日以降となる場合、パンフレット 7 ページ下部の「(☆) 特定の感染症」は以下のとおりとなります。

(☆) 特定の感染症… 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」「四類感染症」または政令により 「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。(エボラ出血熱、ラッサ熱、ペスト、マールブルグ病、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、マラリア、黄熱、回帰熱、ウエストナイル熱、レプトスピラ症、ジカウイルス感染症、デング熱など)

以上

エイチ・エス損保の

2019年1月改定版

# 海外旅行保険

個人セットプラン  
留学・ワーキングホリデー  
プラン

保険期間(旅行期間)

32日以上



## GO TRAVEL the WORLD

Easily! Simply! No worries!



エイチ・エス損保の海外旅行保険は、ケガや病気・盗難など、海外旅行中に思いがけなく発生するアクシデントからあなたをお守りします！

## 旅行中に事故で困ったとき、お客様をサポートします！

海外サポートセンターは  
24時間365日日本語対応で  
安心のサポートをご提供します！

旅行中のケガや病気のと  
キャッシュレス提携医療機関の紹介・手配をはじめ  
各種のサービスでお客様をサポートします。

### ▶ 医療機関の紹介・手配など

最寄りの医療機関や専門医、日本語の話せる医師・医療機関などの紹介・手配をします。

### ▶ 入院・転院の手配

適切な治療を行うため設備の整った病院や専門医のいる病院への入院・転院の手配をします。

### ▶ 緊急移送時などの輸送機関の手配

必要な輸送機関を患者さんの状況に応じて手配します。

### ▶ パスポートやクレジットカードの紛失・盗難時の手続き案内

### 旅行かばん/カメラ・ビデオカメラ等修理サービス (帰国後のサービスとなります。)

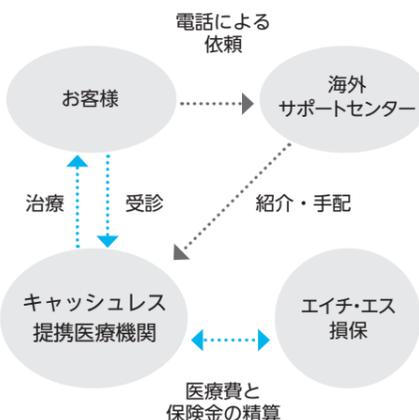
「携行品」の補償で対象となる偶然な事故によりスーツケースやカメラ等が破損した場合、提携する修理業者が、引取・修理・納品までを一貫して行う「修理サービス」をご利用になれます。(詳しくは、当社ホームページ (<https://www.hs-sonpo.co.jp/support/>) をご覧ください。本サービスは、携行品損害補償特約・生活用動産損害補償特約をセットされているお客様がご利用になれます。)



(ご注意) サービス提供に伴う実費が、ご契約いただいた保険金額(ご契約金額)や支払限度額を超える場合の超過部分や、当社海外旅行保険でお支払いの対象とならない費用については、お客様のご負担となります。またサービスの受付時間帯、ご利用地域やサービス内容によっては、サービスが提供できない、または、提供までに時間がかかる場合があります。

### キャッシュレス医療サービス

キャッシュレス提携医療機関では、窓口で保険契約証(保険証券)とパスポートを提示することで、お客様はキャッシュレスで診療を受けることができます。



## 旅先で実際にこんなトラブルが起きています！

### 事故例CASE1



市内を歩行中に交通事故にあい病院へ搬送。集中治療室で治療後、医師・看護師付き添いのもと、日本へ医療搬送され国内の病院に継続入院。治療費、救援費、帰国のための航空運賃等が発生。

お支払い保険金  
合計約**3,500万円**

<当社調べ>

### 治療・救援費用の特長

- ケガや病気になったことにより、必要となった治療費や救援費に加え、旅行行程を離脱した場合に、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費も補償します！
- 入院により必要となった身の回り品購入費や国際電話料などの通信費を補償します！

### 事故例CASE2



荷物を持ち替えるため手に持っていたスマートフォンをバックに入れた直後にスリにあい、バックからスマートフォンを盗まれた。

お支払い保険金  
約**9万円**

<当社調べ>

### 携行品の特長

携行品損害について、再調達価額\*でお支払い！  
\*同一の質、用途、規模、型、能力の物を新たに購入するのに必要な額(修理可能な場合には、修理金額を限度)を損害額とします。ただし、1点あたり10万円がお支払いの限度となりますので、ご注意ください。

### おすすめ

海外では、治療・救援費用が高額になりがちです。自己負担額の心配がない治療・救援費用「無制限」のタイプをおすすめしています！

こんなときに保険金をお支払いします！

## 個人セットプラン(保険期間32日以上)のご案内

### □ ケガや病気の補償

詳細は、P.7~8の海外旅行保険の概要(保険期間32日以上用)をご覧ください。

#### 治療・救援費用



旅行中のケガで治療・入院が必要になった場合



旅行中の病気で治療・入院が必要になった場合



旅行中のケガや病気で3日以上入院し、救援のために日本から家族が駆けつけた場合

#### 傷害死亡

旅行中のケガが原因で亡くなった場合

#### 傷害後遺障害

旅行中のケガが原因で後遺障害が生じた場合

#### 疾病死亡

旅行中の病気が原因で亡くなった場合

### □ その他の補償

詳細は、P.9~10の海外旅行保険の概要(保険期間32日以上用)をご覧ください。

#### 携行品



旅行中に持ち物を盗難された場合



旅行中に誤ってカメラを落とし、壊してしまった場合



買い物中にお店の商品を誤って壊すなど損害賠償責任を負った場合

#### 航空機遅延



悪天候、機体の異常などにより、搭乗予定の航空機が欠航し、予定外のホテル代が発生した場合

#### 航空機寄託手荷物遅延



搭乗時に航空会社に預けた手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以上経っても目的地に届かず身の回り品を買った場合

### □ オプションの補償

#### 旅行変更費用 [オプション] (出国中止費用補償対象外特約セット)

旅行中に家族が亡くなったり、危篤になり、旅行をとりやめ帰国したため、旅行のキャンセル費用が発生した場合  
※保険期間3ヵ月未満の契約にセット可能

#### クルーズ旅行取消費用 [オプション]

クルーズ旅行に参加する予定だったが、3日以上入院し、旅行に参加できず、旅行のキャンセル費用が発生した場合

#### 緊急一時帰国費用 [オプション]

旅行中に家族(被保険者の配偶者または2親等以内の親族)が亡くなったり、危篤になり、一時帰国したため、往復の交通費が発生した場合  
※保険期間3ヵ月以上の契約にセット可能

- ご契約タイプによりセットされる補償が異なりますのでP.3~4の「ご契約タイプ一覧表」でご確認ください。
- 「オプションの補償」は、追加保険料をお支払いいただくことによりセットすることができます。専用のチラシがありますので取扱代理店までお申し出ください。

# 個人セットプラン（保険期間32日以上）のご案内

ご契約タイプ一覧表 ご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。

**重要!**

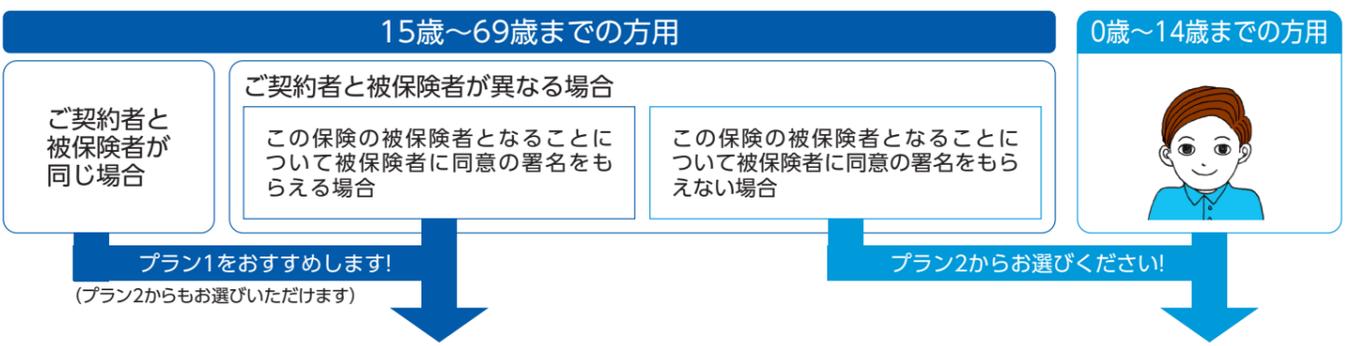
下記に該当する場合は、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額について、それぞれ1,000万円以下のご契約タイプからお選びください。※

①被保険者(ご旅行者=保険の対象となる方)が保険期間の初日において、満15歳未満の場合  
 ②被保険者(ご旅行者=保険の対象となる方)の年齢にかかわらず、ご契約者と被保険者が異なり、申込書に被保険者同意署名がない場合

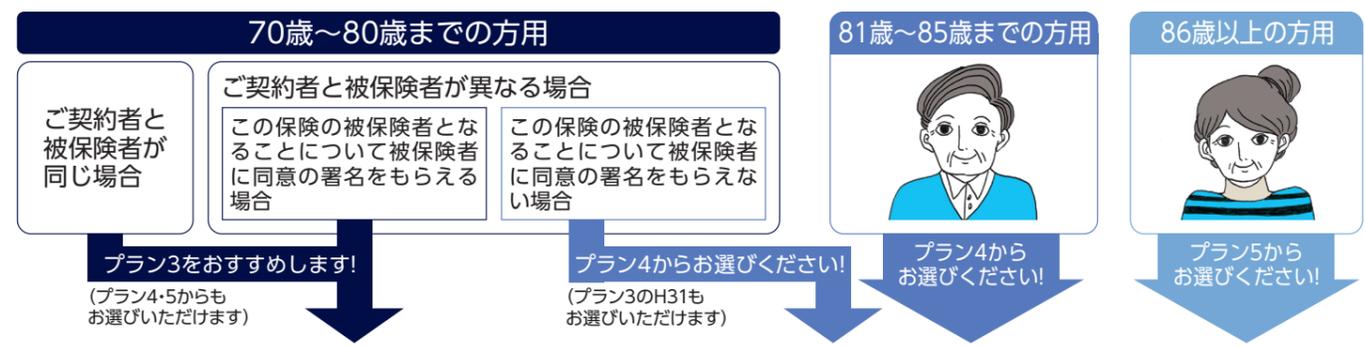
※上記①または②に該当する場合で、同種の補償内容の他の保険契約等があるときは、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額について、それぞれ他の保険契約等と合算で、1,000万円以下としてください。  
 ※被保険者が保険期間の初日において満81歳以上の場合は次のプランからご契約タイプをお選びください。  
 ・81歳～85歳までの方 **プラン4** ・86歳以上の方 **プラン5**

## ご注意いただきたいこと

- このパンフレットに記載のご契約タイプは保険期間(旅行期間)32日以上専用のタイプです。保険期間(旅行期間)が31日までの場合は、ご契約いただけるタイプが異なりますので、「保険期間(旅行期間)31日まで」専用のパンフレットをご覧ください。
- 下記の年齢は旅行出発日における満年齢です。
- 年齢により、ご加入できるタイプが異なります。なお、被保険者(ご旅行者)が満18歳未満の未成年の場合は、親権者等の成年の方がご契約をお申し込みください。
- 健康状態に関する告知(「現在、病気またはケガをされていますか?」)等、申込書の記入内容により、お引受けできない場合があります。詳しくは、取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。
- 補償項目によっては、下記の保険金額とは別にお支払いの限度を定めているものがあります。詳しくは P.7～10 の海外旅行保険の概要(保険期間32日以上用)をご覧ください。
- 治療・救援費用の「無制限」とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とするものです。終身にわたって治療費用を補償するものではなく、ケガの場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、疾病の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りま。また、費用ごとに金額や人数の限度が定められています。



ご契約タイプ	プラン1						プラン2	
	おすすめ 治療・救援費用無制限						J01	H81
	J05	J23	J02	J01	H23	H01		
保険金額(ご契約金額)								
傷害死亡	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
治療・救援費用	無制限	無制限	無制限	無制限	2,000万円	1,000万円	無制限	1,000万円
疾病死亡	3,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機遅延	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
保険期間(旅行期間)	お支払いいただく保険料						お支払いいただく保険料	
32日～34日まで	30,510円	25,490円	23,860円	20,470円	23,110円	17,660円	20,470円	16,780円
35日～39日まで	34,640円	29,420円	27,730円	24,200円	26,460円	20,720円	24,200円	19,800円
40日～46日まで	40,510円	34,980円	33,190円	29,450円	31,200円	24,990円	29,450円	24,020円
47日～53日まで	47,390円	41,460円	39,540円	35,530円	36,730円	29,950円	35,530円	28,910円
2ヵ月まで	55,360円	48,900円	46,790円	42,440円	43,080円	35,580円	42,440円	34,460円
3ヵ月まで	74,570円	66,990円	64,510円	59,410円	58,530円	49,440円	59,410円	48,130円
4ヵ月まで	98,470円	89,640円	86,780円	80,810円	77,770円	66,820円	80,810円	65,270円
5ヵ月まで	126,980円	116,300円	112,900円	105,620円	100,520円	87,020円	105,620円	85,080円
6ヵ月まで	155,000円	142,520円	138,590円	130,040円	122,900円	106,910円	130,040円	104,600円



ご契約タイプ	プラン3			プラン4		プラン5
	H53	H32	H31	H11	H86	H86
保険金額(ご契約金額)						
傷害死亡	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	500万円
傷害後遺障害	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円	500万円	500万円
治療・救援費用	1,500万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
疾病死亡	500万円	300万円	300万円	—	—	—
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
航空機遅延	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
保険期間(旅行期間)	お支払いいただく保険料			お支払いいただく保険料		お支払いいただく保険料
32日～34日まで	23,670円	21,690円	19,730円	19,200円	18,390円	18,390円
35日～39日まで	27,670円	25,610円	23,510円	22,960円	22,120円	22,120円
40日～46日まで	33,330円	31,150円	28,830円	28,240円	27,350円	27,350円
47日～53日まで	39,940円	37,600円	35,020円	34,390円	33,430円	33,430円
2ヵ月まで	47,510円	44,950円	42,020円	41,350円	40,300円	40,300円
3ヵ月まで	65,900円	62,900円	59,240円	58,450円	57,220円	57,220円
4ヵ月まで	88,980円	85,490円	80,970円	80,040円	78,620円	78,620円
5ヵ月まで	115,770円	111,590円	105,990円	104,830円	103,140円	103,140円
6ヵ月まで	142,160円	137,310円	130,650円	129,260円	127,300円	127,300円

こんなときに保険金をお支払いします!

## 留学・ワーキングホリデープラン (保険期間32日から1年まで)のご案内

### ケガや病気の補償

詳細は、P.7~8の海外旅行保険の概要(保険期間32日以上用)をご覧ください。

#### 治療・救援費用



旅行中のケガで治療・入院が必要になった場合



旅行中の病気で治療・入院が必要になった場合



旅行中のケガや病気で3日以上入院し、救援のために日本から家族が駆けつけた場合

#### 傷害死亡

旅行中のケガが原因で亡くなった場合

#### 傷害後遺障害

旅行中のケガが原因で後遺障害が生じた場合

#### 疾病死亡

旅行中の病気が原因で亡くなった場合

### その他の補償

詳細は、P.9~10の海外旅行保険の概要(保険期間32日以上用)をご覧ください。

#### 賠償責任(長期用)



旅行中に、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合



賃借しているマンションの失火により、家主に対する賠償責任を負った場合



搭乗時に航空会社に預けた手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以上経っても目的地に届かず身の回り品を買った場合

#### 生活用動産(長期用)



旅行中にスマートフォンが盗難にあった場合



宿泊・居住施設内にある自己所有の家財が盗難等の偶然な事故によって損害を受けた場合



悪天候、機体の異常などにより、搭乗予定の航空機が欠航し、予定外のホテル代が発生した場合

#### 歯科治療費用 [プラン選択の場合]

旅行中に歯が痛くなり治療を受けた場合  
※保険期間6ヵ月以上の場合に、この補償をセットしたプランを選択することができます。

### オプションの補償

#### 緊急一時帰国費用 [オプション]

旅行中に家族(被保険者の配偶者または2親等以内の親族)が亡くなったり、危篤になり、一時帰国した場合に、往復の交通費、ホテル代等をお支払いします。(海外渡航前から既に入院中であつたり、治療を受けている疾病等が原因となるものは対象となりません。)※保険期間3ヵ月以上の契約にセット可能

- ご契約タイプによりセットされる補償が異なりますのでP.6の「ご契約タイプ一覧表」でご確認ください。
- 「オプションの補償」は、追加保険料をお支払いいただくことによりセットすることができます。専用のチラシがありますので取扱代理店まで申し出てください。

#### 留学継続費用 [オプション]

扶養者が事故により、死亡または重度の後遺障害を負った場合(留学を継続するための費用を補償します。)

※保険期間3ヵ月以上の契約にセット可能

このセットプランは、保険期間が32日以上で旅行目的が「留学・ワーキングホリデー」の方向けのプランです。

## ご契約タイプ一覧表

ご契約タイプを選び、申込書のご契約タイプ欄にご記入ください。

69歳以下の方用

### 歯科治療費用付帯プラン

ご契約タイプ	治療・救援費用 無制限 ← おすすめプラン				治療・救援費用 無制限 ← おすすめプラン							
	TA2	TA1	TP2	TP1	A23	A01	P23	P01				
傷害死亡	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円				
傷害後遺障害	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円				
治療・救援費用	無制限	無制限	1,500万円	1,000万円	無制限	無制限	1,500万円	1,000万円				
疾病死亡	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円				
賠償責任(長期用)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円				
生活用動産(長期用)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円				
航空機寄託手荷物遅延	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円				
航空機遅延	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円				
歯科治療費用	10万円	10万円	10万円	10万円	—	—	—	—				
保険期間(旅行期間)	お支払いいただく保険料				お支払いいただく保険料							
32日~34日まで	保険期間(旅行期間)6ヵ月未満の方はご加入いただけません。				27,920円	22,900円	25,370円	20,090円				
35日~39日まで					32,080円	26,860円	28,910円	23,380円				
40日~46日まで					37,860円	32,330円	33,810円	27,870円				
47日~53日まで					44,560円	38,630円	39,490円	33,050円				
2ヵ月まで					52,200円	45,740円	45,960円	38,880円				
3ヵ月まで					71,080円	63,500円	62,020円	53,530円				
4ヵ月まで					94,290円	85,460円	81,570円	71,470円				
5ヵ月まで					121,640円	110,960円	104,730円	92,360円				
6ヵ月まで					153,400円	140,920円	132,370円	117,790円	148,560円	136,080円	127,530円	112,950円
7ヵ月まで					174,480円	160,750円	150,260円	134,100円	169,040円	155,310円	144,820円	128,660円
8ヵ月まで	201,630円	186,110円	173,370円	155,030円	195,420円	179,900円	167,160円	148,820円				
9ヵ月まで	228,800円	211,500円	196,510円	175,980円	221,810円	204,510円	189,520円	168,990円				
10ヵ月まで	255,910円	236,840円	219,590円	196,890円	248,140円	229,070円	211,820円	189,120円				
11ヵ月まで	283,000円	262,160円	242,650円	217,770円	274,460円	253,620円	234,110円	209,230円				
1年まで	310,110円	287,510円	265,730円	238,690円	300,790円	278,190円	256,410円	229,370円				

### 「歯科治療費用」について

「歯科治療費用」は、保険期間中に発病した歯科疾病を直接の原因として歯科治療を開始した場合に、診察費、薬剤費等の費用に対して保険金をお支払いします。

#### ■ご注意いただきたいこと

- 歯科治療のために負担した費用で、社会通念上妥当な金額の50%をお支払いします。10万円が保険期間中のお支払いの限度となります。
- 初年度契約については、保険期間の初日からその日を含めて90日(待機期間)を経過するまでに発病した歯科疾病に対しては、保険金をお支払いしません。(待機期間は初年度契約のみとし、継続契約には待機期間は適用しません。)
- 「歯科治療費用」については、キャッシュレス医療サービスの対象外となります。

(例)負担した費用:12万円

自己負担額:6万円(50%)	保険金:6万円(50%)
----------------	--------------

#### ■ご注意いただきたいこと

- 留学・ワーキングホリデープランは旅行目的が留学・ワーキングホリデーの場合に限ります。旅行目的が留学・ワーキングホリデー以外の場合はこのプランにはお申し込みいただけません。
- 保険期間が31日までのご契約については個人セットプラン(保険期間31日まで)のパンフレットをご参照のうえ、お申し込みください。
- 申込書の記入内容によってはお引受けできない場合がありますので取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。
- 年齢が70歳以上の方は、上記の保険料と異なりますので、取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。
- 補償項目によっては上記の保険金額とは別に限度額を定めているものがあります。詳しくはP.7~10の海外旅行保険の概要(保険期間32日以上用)をご覧ください。

- 治療・救援費用の「無制限」とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とするものです。終身にわたって治療費用を補償するものではなく、ケガの場合は事故の日からその日を含めて180日以内、疾病の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。また、費用ごとに金額や人数の限度が定められています。
- 留学・ワーキングホリデープランの最長保険期間は1年です。1年を超える留学・ワーキングホリデーの場合、満期前に日本で更改手続をおとりください。(日本にいる代理の方(ご家族・知人等)を介して、ご契約された取扱代理店またはエイチ・エス損保にお申し込みください。)
- 同種の補償内容の他の保険契約等があるときは、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額について、それぞれ他の保険契約等と合算で、3,000万円以下とさせていただきます。

保険金をお支払いする主な場合

お支払いする保険金

保険金をお支払いできない主な場合

ケガや病気の補償

傷害死亡

海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡した場合

傷害死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。(死亡保険金受取人を指定した場合は、死亡保険金受取人にお支払いします。)

注 保険金をお支払いする原因となったケガにより、既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金を差し引いた額をお支払いします。

傷害後遺障害

海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合

後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。お支払いする額は、保険期間を通じ合計して傷害後遺障害保険金額が限度となります。

たとえば  
 ①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失  
 ②戦争、革命などの事変(ただし、テロはお支払いの対象となります。)  
 ③放射能汚染  
 ④被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為  
 ⑤脳疾患・疾病、心神喪失  
 ⑥妊娠・出産・早産・流産  
 ⑦酒気帯び運転、無資格運転、麻薬等を使用した運転中の事故  
 ⑧むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの  
 ⑨**スカイダイビング・山岳登山などの危険な運動等(裏表紙参照)を行っている間に生じた事故** …など

疾病死亡

- ①海外旅行中に病気により死亡した場合
- ②海外旅行中に発病した病気または海外旅行終了後**72時間以内**に発病した病気(海外旅行中にその病気の原因が発生した場合に限ります。)により、海外旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡した場合(ただし、海外旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限りません。)
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症(☆)により、海外旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡した場合

疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。(死亡保険金受取人を指定した場合は、死亡保険金受取人にお支払いします。)

上記①～④に加え、たとえば  
 ・妊娠・出産・早産・流産およびこれらに基づく病気  
 ・歯科疾病  
 ・**山岳登山(♣)を行っている間に発病した高山病** …など

注 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

治療・救済費用

- 傷害・疾病治療費用部分**
- ①海外旅行中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けた場合(義手・義足の修理を含みます。)
- ②海外旅行中に発病した病気または海外旅行終了後**72時間以内**に発病した病気(海外旅行中にその病気の原因が発生した場合に限ります。)により、海外旅行中または海外旅行終了後**72時間を経過するまで**に医師の治療を開始した場合
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症(☆)により、海外旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまで**に医師の治療を開始した場合



- 傷害・疾病治療費用部分**
- 1回のケガ・病気について、現実に支出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額を、救済費用部分と合算で治療・救済費用保険金額の範囲内でお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の発生の日から、病気の場合は治療開始日からその日を含めて**180日以内**に要した費用に限ります。

- ①治療のために支出した次の費用  
 ア.診療費関係(保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。)  
 イ.緊急移送費  
 ウ.ホテル等の宿泊施設の客室料(治療を要する場合において医師の指示によりホテル等の宿泊施設で静養するときの客室料)  
 エ.入院・通院のための交通費および通訳雇入費
- ②入院により必要となった次の費用(合計して20万円限度)  
 ア.身の回り品購入費(5万円限度) イ.国際電話料などの通信費
- ③治療の結果旅行行程離脱となった場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費(払い戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引きます。)
- ④法令に基づき、公的機関により消毒を命じられた場合の消毒費用
- ⑤家事従事者が帰国後、入院している期間中に必要となったホームヘルパーの雇入費用、被保険者と同居の親族を保育所へ預け入れるための費用

注 健康保険や労災保険等、または海外における同様の制度により被保険者が診療機関に直接支払わなくてもよい費用はお支払いできません。

上記①～③、⑧に加え、たとえば  
 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為(ただし、自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救済費用はお支払いの対象となります。)  
 ・酒気帯び運転、無資格運転中の事故(ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救済費用はお支払いの対象となります。)  
 ・麻薬等を使用した運転中の事故  
 ・**妊娠・出産・早産・流産**およびこれらに基づく病気による治療費用および入院による救済費用  
 ・歯科疾病  
 ・海外でのカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療  
 ・**スカイダイビング・山岳登山などの危険な運動等(裏表紙参照)を行っている間に生じた事故(ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救済費用はお支払いの対象となります。)**  
 ・**山岳登山(♣)を行っている間に高山病を発病し治療を行った場合の治療費用、入院費用、旅行行程復帰費用または帰国費用** …など

注 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

注 海外旅行出発前に発病した病気、および海外旅行出発前に発生した事故によるケガに対する治療費用・救済費用のお支払いはできません。

●**救済費用部分**

- ①海外旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡した場合
- ②海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産により死亡した場合
- ③海外旅行中に発病した病気(♣)により、海外旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡した場合
- ④海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気(海外旅行中に医師の治療を開始した病気に限ります。)により**3日以上**続けて入院した場合
- ⑤搭乗中の航空機、船舶が行方不明もしくは遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合
- ⑥海外旅行中に誘拐された場合または行方不明になった場合(救済者費用等追加補償特約)

注 海外旅行中に医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限りません。

- ①捜索救助費用
- ②現地までの航空運賃等の往復運賃(救済者3名分限度)
- ③現地および現地までの行程におけるホテル等の宿泊施設の客室料(救済者3名分限度かつ1名について**14日分限度**)
- ④現地からの移送費用(♣)
- ⑤遺体処理費用(100万円限度)
- ⑥諸雑費(救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費等合計で20万円限度)

- ①捜索救助費用
- ②現地までの航空運賃等の往復運賃(救済者3名分限度)
- ③現地および現地までの行程におけるホテル等の宿泊施設の客室料(救済者3名分限度かつ1名について**14日分限度**)
- ④現地からの移送費用(♣)
- ⑤遺体処理費用(100万円限度)
- ⑥諸雑費(救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費等合計で20万円限度)

注 上記④においては、払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われる金額は差し引きます。



(☆) 特定の感染症…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」「四類感染症」「新型コロナウイルス感染症(♣)または政令によりをいいます。(エボラ出血熱、ラッサ熱、ペスト、マールブルグ病、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、マラリア、黄熱、

「一類感染症」「二類感染症」「三類感染症」と同程度の措置が講じられている指定感染症 回帰熱、ウエストナイル熱、レプトスピラ症、シカウイルス感染症、デング熱など)

♣ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。

# ◆海外旅行保険の概要(保険期間32日以上用)◆

● 海外旅行中・・・保険期間(保険のご契約期間)中で、かつ被保険者が

海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

● 被保険者・・・保険の対象となる方または補償を受ける方をいいます。

## 保険金をお支払いする主な場合

## お支払いする保険金

## 保険金をお支払いできない主な場合

### 賠償責任

海外旅行中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物(●)を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

● 保険契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品・生活用品を含みます。

1回の事故について、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金の額などをお支払いします。また、当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。

- 【注1】賠償金額の決定には、事前に当社の承認を必要とします。
- 【注2】被保険者が未成年など責任無能力者の場合で、その親権者等が法律上の賠償責任を負った場合もお支払いします。

たとえば  
 ①保険契約者または被保険者の故意  
 ②戦争、革命などの事変(ただし、テロはお支払いの対象となります。)  
 ③放射能汚染  
 ④職業上の行為に関する賠償責任  
 ⑤同居の親族に対する賠償責任  
 ⑥航空機、船舶、車両(●)、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任  
 ⑦受託物(他人から借りた物を含みます。)(に対する賠償責任。ただし、保険契約者または被保険者がレンタル業者から借り入れた旅行用品・生活用品はお支払いの対象となります。 …など

● ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、観光に使用中のセグウェイに起因するものはお支払いの対象となります。

### 携行品

海外旅行中に携行品(カメラ、宝石、衣類、航空券、旅券など)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合

● 携行品は、被保険者が所有(旅行開始前に被保険者が、その旅行のために親族や友人など被保険者以外の方から無償で借りた物を含みます。)かつ携行する身の回り品をいいますが、次に掲げる物を含みません。  
 ・通貨、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ、定期券、各種書類  
 ・サーフィン・ウインドサーフィン等の運動を行うための用具  
 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山・スカイダイビング・ハンググライダー等の特に危険なスポーツ等を行っている間のスポーツ等の用具  
 ・被保険者が滞在するアパート、借家等の居住施設にある物  
 ・商品・製品等、業務にのみ使用される物  
 ・データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

携行品**1個**(1点、1組または1対)**あたり10万円**(乗車券・航空券等の場合は合計で5万円)を限度として**再調達価額**または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、これらお支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。

- 【注1】再調達価額とは、同一の質、用途、規模、型、能力の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。
- 【注2】旅券については、その再取得または渡航書取得の費用(領事館に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、ホテル客室料、発給のための写真代をいいます。)を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。
- 【注3】自動車または原動機付自転車の運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料、再発給のために新たに撮影した写真代を損害額とします。

上記②、③に加え、たとえば  
 ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失  
 ・酒気帯び運転、無資格運転、麻薬等を使用した運転中の事故  
 ・差し押え・没収等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港などの安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。)  
 ・携行品の欠陥、自然の消耗  
 ・**携行品の置き忘れ、紛失** …など

なお、レンタル業者から借りた旅行用品・生活用品に損害が生じた場合は「賠償責任」で保険金をお支払いすることができます。

### 航空機寄託手荷物遅延

乗客として搭乗する航空機に寄託した手荷物が、航空機の目的地到着後**6時間**を経過してもその目的地に運搬されなかった場合

航空機到着後**96時間以内**に被保険者が負担した必要不可欠な以下の購入費をお支払いします。ただし、1回の寄託手荷物遅延について、**10万円**をお支払いの限度とします。

- ①衣類(下着、寝間着等)購入費 ②生活必需品(洗面用具、かみそり、くし等)購入費
  - ③上記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費
- ただし、寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降にこれらを購入した費用は除きます。

上記②、③に加え、たとえば次のような原因により生じた費用  
 ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失・法令違反  
 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 …など

### 航空機遅延

- ①搭乗予定の航空機について**6時間以上**の出発遅延・欠航・遅延・航空運送事業者の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能により、出発予定時刻から**6時間以内**に代替となる他の航空機を利用できない場合、または搭乗した航空機の着陸地変更により、着陸時刻から**6時間以内**に代替となる他の航空機を利用できない場合
- ②搭乗していた航空機の遅延等により乗り継ぎの予定だった出発機に搭乗できず、到着機の到着時刻から**6時間以内**に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合

被保険者が負担した次の費用をお支払いします。ただし、1回の搭乗不能・着陸地変更または到着機の遅延等について、**3万円**をお支払いの限度とします。

- ①出発地(着陸地変更のときの着陸地を含みます。)または乗継地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担したホテル等の宿泊施設の客室料、食事代、ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話料等通信費(払い戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引きます。)
- ②目的地において提供を受けることができなかった旅行サービスの払い戻しを受けられない費用および取消料・違約料等

● **補償開始前に決定していた欠航、遅延等によって生じた費用は、保険金のお支払いの対象となりません。(補償は保険始期日以降で海外旅行の目的をもって自宅を出発したときに開始します。)**

### 賠償責任(長期用)

海外旅行中の日常生活に起因する事故、または留学のために供される宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する事故により、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

1回の事故について、賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金の額などをお支払いします。また、当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。

- 【注1】賠償金額の決定には、事前に当社の承認を必要とします。
- 【注2】被保険者が未成年など責任無能力者の場合で、その親権者等が法律上の賠償責任を負った場合もお支払いします。

上記【賠償責任】の「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、たとえば  
 ・被保険者が管理する財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任  
 ・アルバイト業務に関する賠償責任 …など

● 次の損害はお支払いの対象となります。  
 ・ホテル等の宿泊施設の客室に与えた損害  
 ・火災、爆発、破裂および漏水等による水濡れによって住宅に与えた損害  
 ・レンタル業者から直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害

### 生活用動産(長期用)

海外現地の宿泊・居住施設内に保管中の被保険者所有の物、または海外旅行中に携行する被保険者所有の身の回り品が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合

● 次に掲げる物は保険の対象に含まれません。  
 ・通貨、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ、定期券、各種書類  
 ・サーフィン・ウインドサーフィン等の運動を行うための用具  
 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山・スカイダイビング・ハンググライダー等の特に危険なスポーツ等を行っている間のスポーツ等の用具  
 ・飲料品、燃料品 …など

家財・身の回り品**1個**(1点、1組または1対)**あたり20万円**(乗車券・航空券等の場合は合計で5万円)を限度として**時価額**または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、これらお支払いする保険金の総額は、生活用動産損害保険金額をもって保険期間中のお支払いの限度とします。

- 【注1】時価額とは、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
- 【注2】旅券については、その再取得または渡航書取得の費用(領事館に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、ホテル客室料、発給のための写真代をいいます。)を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。
- 【注3】自動車または原動機付自転車の運転免許証については、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。

上記【携行品】の「保険金をお支払いできない主な場合」に加え、次の損害。ただし、火災、落雷、爆発や台風、豪雨等の風水災または盗難等により損害が生じた場合はお支払いの対象となります。

・ガラス器具、陶磁器、美術品、骨董品の破損  
 ・温度・湿度変化によって生じた損害、管球類に生じた損害、液体の流出 …など  
 なお、借り物、預り品の損害に対しても、保険金をお支払いできません。ただし、レンタル業者から借りた旅行用品・生活用品に損害が生じた場合は「賠償責任(長期用)」で保険金をお支払いすることができます。

### 歯科治療費用

被保険者が海外旅行中に発病した歯科疾病により、歯科医師の治療(予防治療・矯正治療を除きます。)を開始した場合

被保険者が、歯科医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に支出した次の①～④の費用のうち、社会通念上妥当な金額に**縮小割合(50%)を乗じた額**をお支払いします。ただし、お支払いする金額は保険期間を通じ合計して、歯科治療費用保険金額が限度となります。

- ①診察費、処置費、手術費
  - ②薬剤費、治療材料費、医師器具使用料
  - ③X線検査費、諸検査費、手術室費
  - ④保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用
- 初年度契約には待機期間を設定し、保険期間の初日からその日を含めて設定した待機期間(90日)を経過するまでの間に発病した歯科疾病に対しては、保険金をお支払いしません。

上記②、③に加え、たとえば  
 ・保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意・重大な過失  
 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為  
 ・歯科治療を伴わない検査に要した費用 …など

その他の補償

## ○保険期間(旅行期間)について

保険期間は、旅行期間(海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまで)にあわせて設定してください。ただし、この保険の最長保険期間は1年までとなりますので、旅行期間が1年を超える場合には保険期間を1年と設定し、満期(保険終期)日以降のご契約については、更改手続きをしていただけます。

## ○保険期間の延長・更改手続きについて

ご旅行中、旅行日程の変更等により、保険期間を延長または保険契約を更改する必要がある場合は、次の要領で満期(保険終期)日前に必ず手続きください。

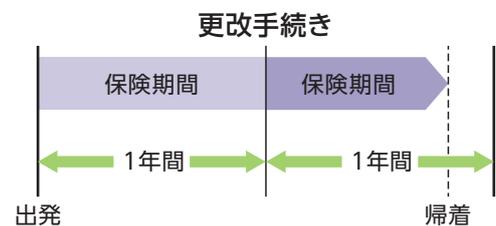
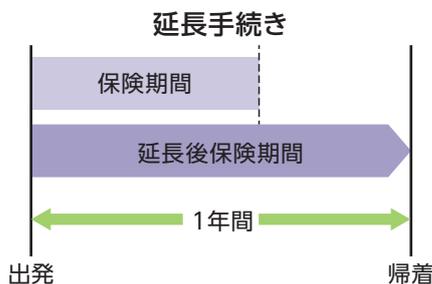
- ①電話やハガキ等で、お客様の日本にいる代理の方(ご家族、知人等)に延長・更改の旨をご連絡ください。
- ②追加保険料の支払などの実際の手続きは、お客様の代理の方を介して、取扱代理店またはエイチ・エス損保にお申し込みください。

### ○延長

保険期間が1年未満の場合、保険期間の延長手続きをしていただけます。保険始期日から1年を超える延長をご希望の場合は、保険期間を1年まで延長し、その後更改手続きが必要となります。

### ○更改

保険期間が1年の場合、保険契約の更改手続きをしていただけます。更改手続きを行い、再度1年までの期間でご契約いただけます。



### ■ご注意いただきたいこと

- 保険期間終了前に保険期間延長・更改のための保険料をお支払いいただけない場合、保険期間の延長・更改ができなくなります。保険期間の延長・更改手続きは、保険期間内に完了するよう余裕をもってお手続きいただくようお願いいたします。
- 年齢・告知内容・保険金請求歴等により延長・更改のお申し出に応じられない場合があります。あらかじめご了承ください。

## P.8に記載の「危険な運動等」とは、以下の運動等をいいます。

山岳登山(♣1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(♣2) 操縦(♣3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(♣4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動、自動車、原動機付自転車、オートバイ、モーターボート、水上オートバイ、ゴーカート、スノーモービル等の乗用具による競技・競争・興行・試運転

- (♣1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (♣2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (♣3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (♣4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

■このパンフレットは海外旅行保険の概要をご案内したものです。詳細については、取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。

■お申し込みにあたっては、申込書にセットされる「重要な事項等のご説明」に基づき説明を受けてください。または、必ずお読みください。

■このパンフレットに記載以外のご契約タイプについては、申込書(お客様控)裏面をご覧のうえ、取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。

■当社では、分かりやすい保険プロセスへの取組みを推進しています。この一環として、特に重要な「海外旅行保険の概要(P.7~10)」にカラーユニバーサルデザイン推奨色を採用し、どなたにも優しく見やすい配色にしました。今後もさらに見やすいパンフレットを目指します。

取扱代理店はエイチ・エス損保との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約については、エイチ・エス損保と直接契約されたものとなります。

### ●引受保険会社

## エイチ・エス損害保険株式会社

〒104-0053 東京都中央区晴海4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ

TEL 0570-200543 (カスタマーセンター・通話料有料)

<https://www.hs-sonpo.co.jp/>

### ●お申し込み・お問い合わせ先 [取扱代理店]